

住所・氏名(名称)
132-0001 江戸川区新堀1丁目5-8
株式会社 大八商會 様
KA0040 01/01 10002585#

お問合せ先
176-8526 東京都練馬区豊玉北6丁目13-10 東京都都税総合事務センター還付管理課 電話 03-5946-6716

都税還付金等還付(充当等)通知書兼口座振替通知書

令和2年8月28日  
通知書番号 60-502-0376175

下記のとおり都税還付金等の還付額について通知します。  
還付金額は、下記の振込口座に振込手続をとりました。  
なお、入金されるまでに数日を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

東京都  
都税総合事務センター所長



都税還付金等内訳

発生元事務所	都税総合事務センター	還付理由	廃車等により生じたもの				
過誤納番号	税目	氏名コード 登録番号	事業年度・期別等	税額 円	加算金 円	延滞金 円	還付加算金 円
200728 1 000668	自動車税種 別割		登録年月日 H30. 5. 18 R 2年度定期課税分	¥51,000			
① 都税還付金等合計							¥51,000円

充当等内訳

事務所等	税目	氏名コード 登録番号	事業年度・期別等	税額 円	加算金 円	延滞金 円	計 円
② 充当等金額合計							¥0円

振込口座

ジャパンネット銀行 本店営業部	普通預金 か) ダイハツユウカイ	口座番号	5193***
--------------------	---------------------	------	---------

③ 還付金額合計 ① - ②	¥51,000円
-------------------	----------

※個人情報保護のため、口座番号の一部を表示していません。

(注)

- \*税目欄に「特別」とある場合  
事業年度開始日が令和元年9月30日以前の場合は「地方税法特別税」を表し、令和元年10月1日以降の場合は「特別法人事業税」を表します。
- \*充当又は委託納付とは、還付金等を、納付納入すべき徴収金に充てることをいいます。
- \*旧元号で表記されている場合でも、文書の効力に影響はありません。

- 1 この還付（充当）に不服がある場合には、この還付（充当）があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この還付（充当）があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この還付（充当）の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。審査請求書は正副2通提出しなければなりません。審査請求書は、東京都都税総合事務センター所長を経由して提出することができます（都税事務所、都税支所又は支庁に提出された場合は、東京都都税総合事務センター所長に転送いたします。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。